二　指定に係る放送法第百四十条第一項の市町村の区域を勘案して定める区域を変更するもの

指定再放送事業者の氏名又は名称	指定番号	指定の年月日	変更前の指定に係る放送法第百四十条第一項の市町村の区域を勘案して定める区域	変更後の指定に係る放送法第百四十条第一項の市町村の区域を勘案して定める区域
九州通信ネットワーク株式会社	第ＫＳ００３０－００２９号	平成二十八年一月二十六日	福岡県北九州市門司区、若松区、戸畑区、小倉北区、小倉南区、八幡東区、八幡西区、福岡市東区、博多区、中央区、南区、西区、城南区、早良区、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、八女市、筑後市、行橋市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、宮若市、糸島市、筑紫郡那珂川町、糟屋郡宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、粕屋町、遠賀郡芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、鞍手郡小竹町、鞍手町、京都郡苅田町、築上郡築上町、佐賀県東松浦郡玄海町、熊本県熊本市中央区、東区、西区、合志市、菊池郡菊陽町、鹿児島県鹿児島市	福岡県北九州市門司区、若松区、戸畑区、小倉北区、小倉南区、八幡東区、八幡西区、福岡市東区、博多区、中央区、南区、西区、城南区、早良区、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、八女市、筑後市、行橋市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、宮若市、糸島市、筑紫郡那珂川町、糟屋郡宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、粕屋町、遠賀郡芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、鞍手郡小竹町、鞍手町、京都郡苅田町、築上郡築上町、吉富町、佐賀県東松浦郡玄海町、熊本県熊本市中央区、東区、西区、合志市、菊池郡菊陽町、鹿児島県鹿児島市
仙台ＣＡＴＶ株式会社	第ＴＨ００４３－００４２号	平成二十八年四月四日	宮城県仙台市青葉区青葉町、荒巻字三居沢、一番町１丁目から４丁目まで、五橋１丁目、２丁目、梅田町、大手町、大町１丁目、２丁目、霊屋下、小田原４丁目から８丁目まで、落合１丁目、２丁目、折立１丁目から３丁目まで、花京院１丁目、２丁目、柏木１丁目から３丁目まで、春日町、片平１丁目、２丁目、花壇、上杉１丁目から６丁目まで、川内川前丁、川内澱橋通、川内明神横丁、川内大工町、北目町、北山１丁目から３丁目まで、木町、木町通１丁目、２丁目、国見１丁目から５丁目まで、国分町１丁目から３丁目まで、米ケ袋１丁目から３丁目まで、三条町、子平町、昭和町、星陵町、立町、中央１丁目から４丁目まで、千代田町、土樋１丁目、堤通雨宮町、角五郎１丁目、２丁目、通町１丁目、２丁目、中江１丁目、若林区荒町、石垣町、石名坂、五橋３丁目、河原町１丁目、２丁目、穀町、五十人町、三百人町、清水小路、新弓ノ町、畳屋丁、土樋、堰場、成田町、八軒小路、東七番丁、東八番丁、東九番丁、舟丁、南石切町、南鍛冶町、南材木町、南染師町、弓ノ町、連坊小路の各全域、南小泉	宮城県仙台市青葉区青葉町、荒巻字三居沢、一番町１丁目から４丁目まで、五橋１丁目、２丁目、梅田町、大手町、大町１丁目、２丁目、霊屋下、小田原４丁目から８丁目まで、落合１丁目、２丁目、折立１丁目から３丁目まで、花京院１丁目、２丁目、柏木１丁目から３丁目まで、春日町、片平１丁目、２丁目、花壇、上杉１丁目から６丁目まで、川内川前丁、川内澱橋通、川内明神横丁、北目町、北山１丁目から３丁目まで、木町、木町通１丁目、２丁目、国見１丁目から５丁目まで、国分町１丁目から３丁目まで、米ケ袋１丁目から３丁目まで、三条町、子平町、昭和町、星陵町、立町、中央１丁目から４丁目まで、千代田町、土樋１丁目、堤通雨宮町、角五郎１丁目、２丁目、通町１丁目、２丁目、中江１丁目、２丁目、新坂町、錦ケ丘１丁目から９丁目まで、錦町１丁目、２丁目、支倉町、八幡１丁目から６丁目まで、広瀬町、福沢町、二日町、本町１丁目から３丁目まで、宮町１丁目から５丁目までの各全域、落合４丁目、川内亀岡町、川内大工町、川内中ノ瀬町、栗生２丁目、郷六の各一部、若林区荒町、石垣町、石名坂、五橋３丁目、河原町１丁目、２丁目、穀町、五十人町、新弓ノ町、畳屋丁、土樋、堰場、八軒小路、舟丁、南石切町、南材木町、弓ノ町の各全域、三百人町、清水小路、成田町、東七番丁、東八番丁、東九番丁、南鍛冶町、南染師町、連坊小路、南小泉の各一部、太白区青山１丁目、２丁目、芦の口、あすと長町１丁目から４丁目まで、大埓町、鹿野１丁目から３丁目まで、鹿野本町、恵和町、越路、郡山１丁目、２丁目、桜木町、砂押町、砂押南町、土手内１丁目から３丁目まで、富沢１丁目から４丁目まで、長町字越路、長町６丁目から８丁目まで、長町南３丁目、４丁目、長嶺、西多賀２丁目、５丁目、西中田５丁目、７丁目、西の平１丁目、２丁目、萩ケ丘、八本松２丁目、二ツ沢、松が丘、緑ケ